

◎新潟県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 長岡中之島見附線
- 2 供用開始の区間  
見附市坂井町字十二ノ木94番1から同市坂井町字馬場野135番1
- 3 供用開始の期日 平成30年2月16日